

鳥取砂丘集団施設地区地割更正図

区域		地割界	
1-1-2	道路敷(金)界	6-7	6 から東方位約 2.94°、北緯 46.0 m の点と 6 を結ぶ直線界
2	天然記念物指定地界	7-8	7 から東方位角 1.73°、距離 6.0 m の点と 7 を結ぶ直線界(含)
3-4-3	歩道敷(金)界		7 から東方位角 1.73°、距離 6.0 m の点と 7 を結ぶ直線界(含)
4-5	道路敷(金)界		7 から東方位角 1.73°、距離 6.0 m の点と 8 を結ぶ直線界(含)
5-6	天然記念物指定地界	8-9	8 から東方位角 2.62°、距離 1.44 m の点と 8 を結ぶ直線界(含)
6-7	方位角・直線界	9-10	9 から東方位角 1.76°、距離 1.30° の直線が道筋と交わる点と 9 を結ぶ直線界(含)
7-8	方位角・直線界	2-6-2-7	2.6 から東方位角 1.98°、距離 1.66 m の点と 2.6 を結ぶ直線界(含)
8-9	方位角・直線界		2.7 から東方位角 3.32°、距離 5.6 m の点と 2.7 を結ぶ直線界(含)
9-10	方位角・直線界	2-8-2-9	2.8 から東方位角 5.9°、距離 1.20 m の点と 2.8 を結ぶ直線界(含)
10-1-11	道筋敷(金)界	2-9-3-0	2.9 から東方位角 6.30°、距離 2.20 m の点と 2.9 を結ぶ直線界(含)
11-1-12	国立公園界(緩縫界)	3-1-3-2	3.1 から東方位角 2.54°、距離 2.0 m の点と 3.1 を結ぶ直線界(含)
12-1-13	国土公園界(緩縫界)	3-2-1	3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
13-1-14	土地所有別(県・私)界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
14-1-15	土地所有別(市・私)界		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
15-1-16	道路敷(除)界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
16-1-17	見透線外(路肩・逆斜角)		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
17-1-18	歩道敷(金)界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
18-1-19	見透線界(路肩・逆斜角)		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
19-1-20	道路敷(除)界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
20-1-21	直線界		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
21-1-22	直線界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
22-1-23	直線界		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
23-1-24	道路敷(除)界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
24-1-25	見透線界(路肩・路牙)		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
25-1-26	直線界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
26-1-27	方位角・直線界		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
27-1-28	方位角・直線界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
28-1-29	方位角・直線界		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
29-1-30	方位角・直線界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
30-1-31	方位角・直線界		3.2 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)
31-1-32	方位角・直線界		3.1 から東方位角 3.21°、距離 3.0° の直線が道路を交わる点と 3.2 を結ぶ直線界(含)

区域		地割界	
4-3-3	道路敷(除)界	3-3-3	4-3-3 道路敷(除)界
3-4-3	天然記念物指定地界	3-3-4	1 作物(施肥)界
4-5	歩道敷(金)界	3-4-1	道筋敷(含)界
5-6	天然記念物指定地界	3-5-3-6	見透線界(路肩・路牙)
6-7	方位角・直線界	3-6-3-7	見透線界(ハスの根)界
7-8	方位角・直線界	3-7-3-8	道筋敷(含)界
8-9	方位角・直線界	3-8-3-9	道筋敷(除)界
9-10	方位角・直線界	4-0-2-4	道筋敷(除)界
2-6-2-7	方位角・直線界	4-0-2-4	道筋敷(除)界
2-7-2-8	方位角・直線界	4-2-4-3	道筋界(林地・施設界)
2-8-2-9	方位角・直線界	4-3-4-4	道筋界(含)界
2-9-3-0	方位角・直線界	4-4-4-5	道筋界(除)界
3-1-3-2	方位角・直線界	4-4-4-7	工作物(排水施設・駐車場)界
3-2-1	方位角・直線界	4-4-7-8	見透線界(除)界
4-5	直線界	4-4-8-9	道路(中心線)界
5-6	直線界	5-0-5-1	汎界
5-7	直線界	5-1-5-2	音響界
5-8	直線界	5-2-5-3	国竹界
5-9	直線界	5-3-5-4	歩道(中心線)界
5-10	直線界	5-4-5-5	汎界
6-11	直線界	6-6-4-7	道筋(中心線)界
5-12	直線界	5-7-5-8	見透線界(路肩・路牙)
5-13	直線界	5-8-5-9	道筋敷(除)界
5-14	土地所有別(限・私)界	5-9-1-14	土地所有別(限・私)界
5-15	直線界	1-0-6-0	道筋敷(除)界

区域		地割界	
6-1-2	直線界	6-2-2	直線界
2-2-3	直線界	2-3-2-4	道筋敷(除)界
2-3-2-4	直線界	2-4-2-5	見透線界(路肩・路牙)
2-4-2-5	直線界	2-5-2-6	道筋界
2-5-2-6	直線界	2-6-2-7	方位角・直線界
2-6-2-7	直線界	2-7-2-8	方位角・直線界
2-8-2-9	直線界	2-9-3-0	方位角・直線界
2-9-3-0	直線界	3-0-3-1	方位角・直線界
3-0-3-1	直線界	3-1-3-2	方位角・直線界
3-2-1	直線界		

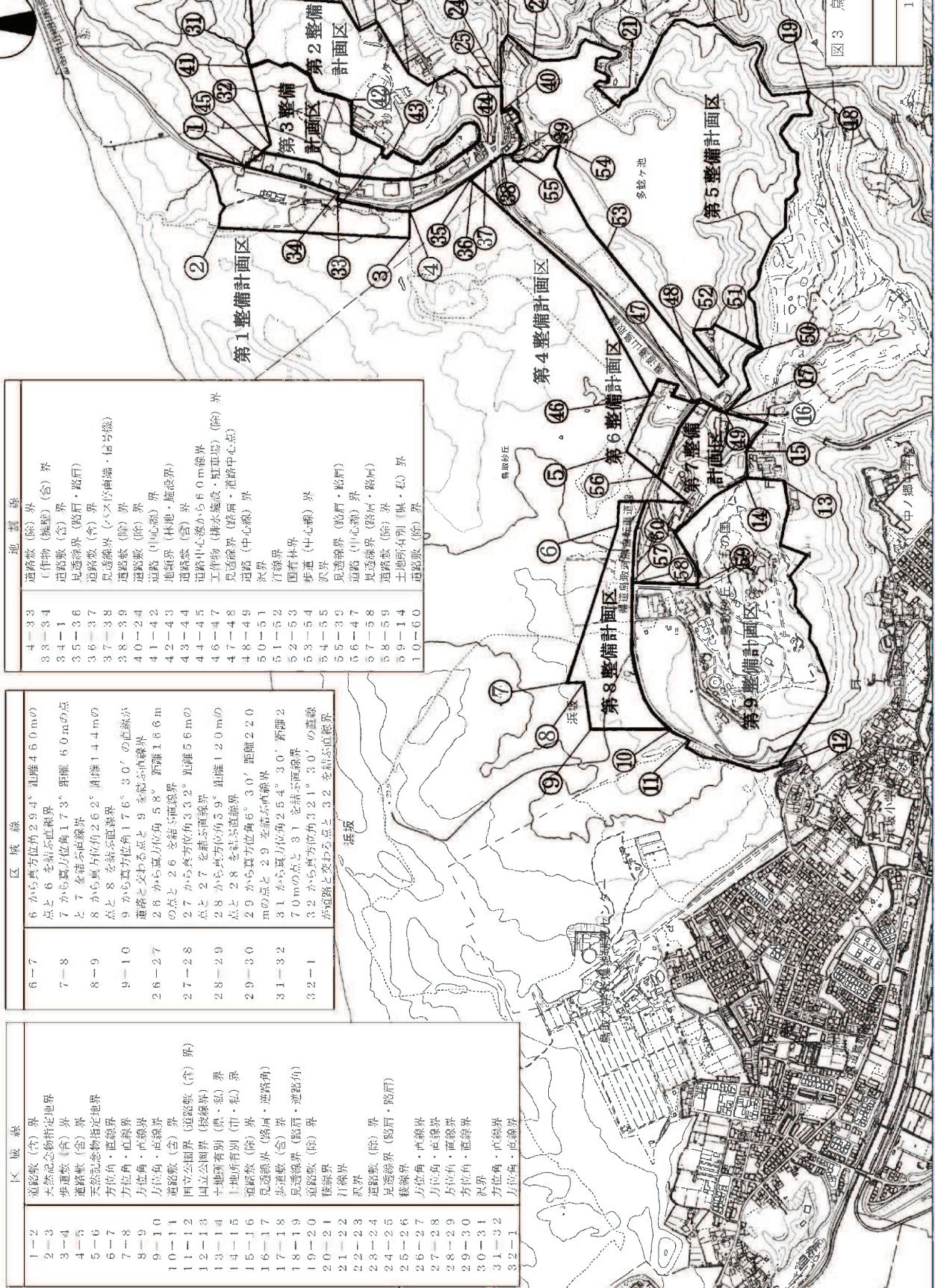


図3 島段砂丘集団施設地区
地割変更図

《その他の関連情報》

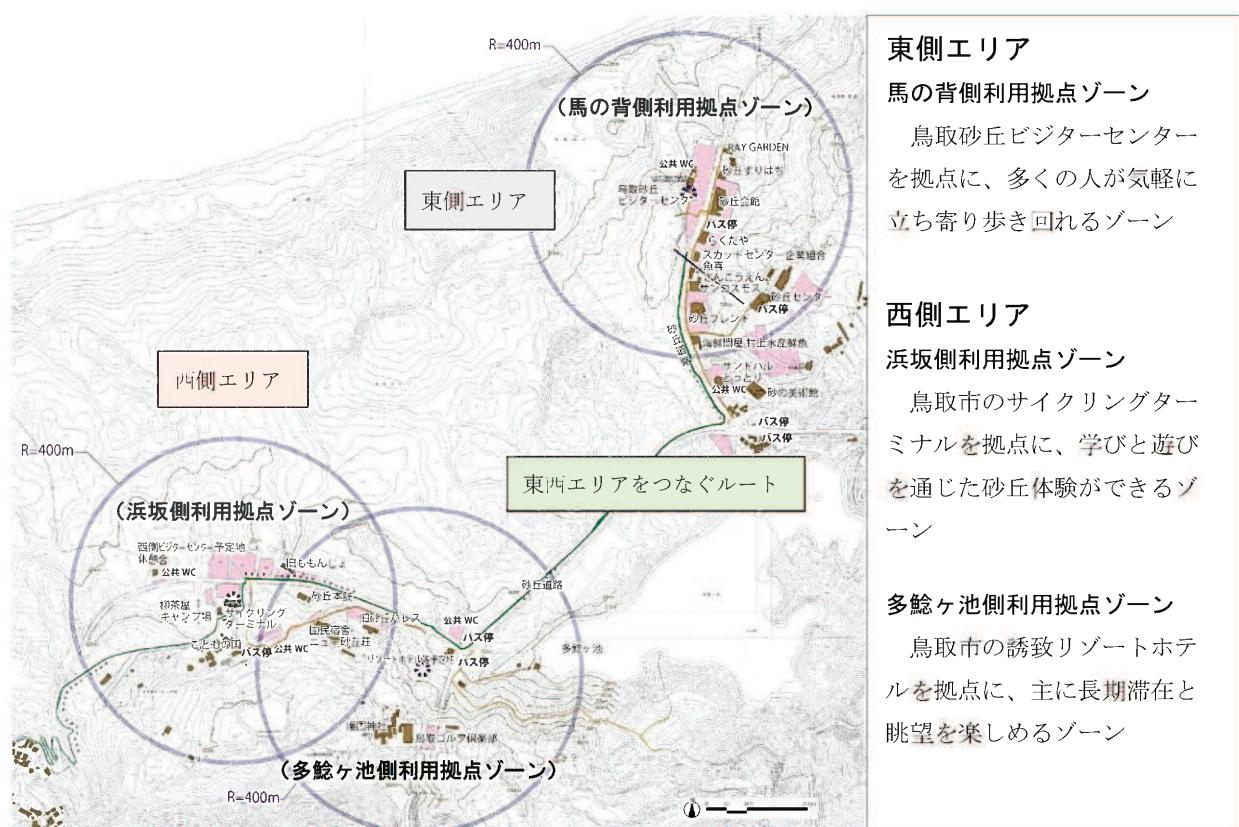
鳥取砂丘のエリアとゾーン設定

鳥取砂丘未来会議の前身である鳥取砂丘再生会議（平成21年1月～平成30年11月）が平成22年11月に策定した鳥取砂丘グランドデザインでは、100年後を見据えた長期的な視点に立って、鳥取砂丘をその特徴から次の4つのエリアに区分し、景観保全と復元を図るとともに、多彩な観光メニューを集約し、鳥取砂丘の魅力向上を目指すこととされています。



環境省、鳥取県及び本市が令和元年度に共同策定した「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」では、砂丘東西に3つの利用拠点ゾーンを設定し、鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に取り組むこととしています。

鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画より転載



*ゾーンは、利用拠点を中心とする半径400m（都市空間における快適歩行限界距離）を基準に、高低差の少ない砂丘東側に1ヵ所、高低差の大きい砂丘西側に2ヵ所設定されています。

鳥取砂丘西側エリアにおける各施設の整備検討機能等

施設名（所管）	整備検討機能等	関係
サイクリングターミナル（本市） 	<p>1 総合案内機能（ツーリストインフォメーション・砂丘ガイドツアーに関するランドオペレーション等） 2 飲食提供機能（レストラン・カフェ等） 3 ストレージ機能（荷物預かり所・ロッカー） 4 リフレッシュ機能（シャワー設備・着替えスペース・トイレ・乳幼児対応設備） 5 情報交流機能（中規模ミーティングルーム・ゲストハウス・シェアオフィス等） 以上、<u>国立公園利用拠点計画</u>で示された機能</p>	 一 体 運 営
柳茶屋キャンプ場（本市） 	<p>1 アウトドアレクリエーションベース（有料キャンプ場、レンタルE-Bikeステーション） 以上、<u>国立公園利用拠点計画</u>で示された機能</p> <p>2 グランピングやオートキャンプといった新たな機能 以上、鳥取砂丘未来会議からの提言</p>	 連 携 ま た は 一 体 的 な 管 理 ・ 運 営
こどもの国キャンプ場（鳥取県） 	<p>1 観光誘客に向けた施設整備 2 隣接する鳥取市の施設との連携（こどもの国キャンプ場は上記の市の2施設と一体的な管理・運営が可能） 以上、鳥取砂丘未来会議からの提言</p>	 機 能 分 担
ビジターセンター西側施設（環境省）・休憩舎（鳥取県） 	<p>1 自然文化解説機能（砂丘ガイドツアー実施にあたっての支援・文化歴史分野に重点をおく展示） 2 環境教育支援機能（小規模ミーティングルーム等） 3 野外活動支援機能（トイレ・多目的利用対応設備・外構部の足洗い場等） 以上、<u>国立公園利用拠点計画</u>で示された機能</p>	 相 互 誘 客
リゾートホテル（民間） 	<p>1 総合案内機能（多言語対応レセプション・砂丘コンシェルジュカウンター） 2 飲食提供機能（レストラン・カフェ・ラウンジ） 3 リフレッシュ機能（温浴施設・リラクゼーション） 4 情報交流機能（パンケットルーム・砂丘ギャラリー） 5 宿泊機能（ツインルーム、トリブルーム） 6 野外活動支援機能（シャトルバス・レンタサイクルステーション・小型EV充電スペース） 以上、<u>公募型プロポーザル</u>で事業者が提案した機能</p>	

公募型プロポーザル 本市が令和元年度に行った鳥取砂丘西側市有地活用促進事業に関する公募型プロポーザル。イラストは事業者が示したイメージ。

国立公園利用拠点計画 環境省、鳥取県及び本市が令和元年度に共同策定した鳥取砂丘の滞在環境の質化に関する計画。写真・イラストは同計画で示されたイメージ。

鳥取砂丘未来会議からの提言は次ページをご覧ください。

鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言

2020年4月
鳥取砂丘未来会議会長 松原雄平

鳥取砂丘未来会議は、先人から受け継いだ鳥取砂丘の優れた自然環境を次世代へと確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多様な価値や魅力をさらに高め、国内外へ伝えることを目的に、これまで、鳥取砂丘の保全再生と利活用を推進してきた鳥取砂丘再生会議を発展的解消し、2018年11月に設立されました。

一方、国においては、2020年における訪日外国人旅行者数を4000万人、国立公園に来訪する外国人利用者数を1000万人とする目標が掲げられ、都市部に集中する訪日外国人旅行者を全国の国立公園へと分散・送客する取り組みが始められたところです。

しかし、鳥取砂丘を訪れる旅行者や利用者のための上質な滞在環境は、まだ十分整っているとは言えません。このため、当会議に2つの専門のワーキンググループを立ち上げ、1年内にわたってこの課題についての議論を重ねてきました。

その結果を踏まえ、このたび、鳥取砂丘に関係のある各行政機関、各種団体のみなさまへの提言を次のとおり取りまとめましたので、関係者のみなさまには趣旨をご理解のうえ、提言内容の実施にご協力をお願いいたします。

提言1：鳥取砂丘ビジターセンター西側施設の整備（環境省）

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター（東側施設）の開館により、砂丘東側のインフォメーション機能は高まりましたが、砂丘西側では、依然、インフォメーション機能は不足しています。このため、鳥取県と連携し、県の休憩舎付近に、サイクリングターミナル（提言3）と役割を分担したビジターセンターの分館的機能を有する施設を整備されるよう提言します。

提言2：鳥取砂丘こどもの国の整備（鳥取県）

鳥取砂丘こどもの国は、児童厚生施設ですが、観光面においても、鳥取砂丘に欠くことのできない施設です。このため、さらなる観光誘客に向けた施設整備を進められるとともに、隣接する鳥取市の施設と連携した垣根のない施設運営に取り組まれるよう提言します。

提言3：サイクリングターミナルと柳茶屋キャンプ場の整備（鳥取市）

サイクリングターミナル砂丘の家には砂丘西側の総合案内の機能を、柳茶屋キャンプ場にはグランピングやオートキャンプといった新たな機能を整備し、砂丘西側の拠点施設として民間活力の導入を前提に、一体的に運営されるよう提言します。

提言4：リゾートホテルの整備（鳥取市）

リゾートホテルは、鳥取砂丘を滞在型観光地へと押し上げる起爆剤となる施設です。このため、公募事業者と連携し、砂丘西側の拠点としてはもとより、圏域の観光やジオツーリズムをけん引できる拠点として整備されるよう提言します。

一方、リゾートホテルの整備による旅行者等の増加が、砂丘の希少な野生動植物（特に砂丘の西側及び南側の昆虫類）の生息に影響しないよう十分な対策を要請します。

提言5：民間商業施設等の老朽化・景観改善対策（関係行政機関・民間事業者）

鳥取砂丘周辺の民間商業施設の老朽化・景観改善対策は、民間事業者の経営努力だけでは困難なものも見られます。このことから、新たな補助制度を創設されるなど、関係行政機関からの支援を要請します。

民間事業者においては、関係行政機関と連携し、積極的に老朽化・景観改善対策に取り組まれるよう提言します。

提言6：来訪者への環境啓発（関係行政機関・来訪者）

来訪者には、鳥取砂丘の優れた自然環境を次世代へと確実に引き継ぐための行動について、理解と協力を求めます。

来訪者への啓発は、法令の整備、施設等の整備、鳥取砂丘の価値や魅力を来訪者に伝える人材育成など、物的、人的の両面での対応が必要です。このため、関係行政機関においては、環境啓発に向けた物的、人的支援を要請します。

提言7：保全活動ボランティアへの協力（県民・市民・企業・マスコミ等）

砂丘地への外来植物の定着や大量の漂着ゴミなどから砂丘環境の劣化を防止するには、砂丘の価値や魅力を理解する多くの人の協力が必要です。このため、保全活動ボランティアの動員に、さらに多くの人の賛同が得られるよう協力を要請します。

提言8：鳥取砂丘を実地とする実証実験や調査研究の普及（企業・大学）

鳥取砂丘は、近年、宇宙分野に関する実証実験で実地に選ばれました。また、過去の気候変動の解明に関する調査研究などでも利用が進んでいます。このことから、企業や大学における実証実験や調査研究の実地として、今後、ますます、鳥取砂丘の利用が普及し、その成果が、鳥取砂丘の保全と利活用に還元されるよう依頼します。
以上

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約

(目的)

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一貫的かつ継続的に事業を実施するための基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

(連携事業の推進)

第3条 甲及び乙は、次に掲げるとおり、互いに連携して円滑に鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全を推進する。

(1) 鳥取砂丘の観光振興の推進

甲及び乙は、連携して国内外からの誘客など鳥取砂丘の観光振興に向けた取組を行う。

(2) 鳥取砂丘の保全と利活用

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘の自然・景観の保全を図り、砂丘利用者の理解を深めるための施策及び鳥取砂丘の自然・風景・歴史文化の利活用等を総合的に推進する。

(3) 鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進

乙は、甲と連携し、鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化に向けた取組を行う。

(4) 鳥取砂丘の交通環境の整備

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘及び周辺エリアの周遊や駐車場の確保、交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行う。

(5) 情報共有の推進

甲及び乙は、前各号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

(経費負担)

第4条 前条の規定に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

(発効)

第6条 この協約は、令和4年1月1日に効力を生ずる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、上記のとおり協約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年12月23日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

乙 鳥取市幸町71番地

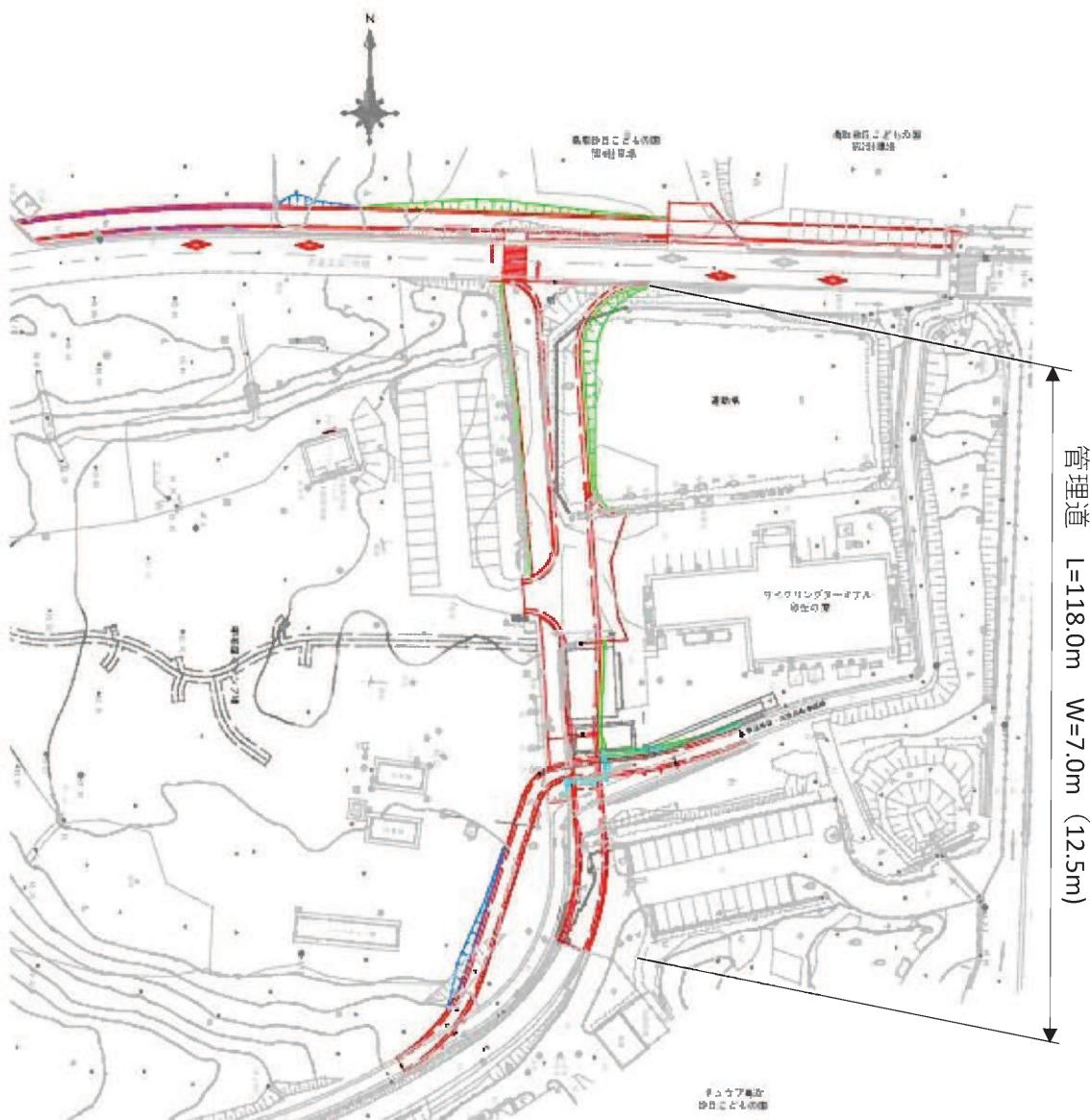
鳥取市

鳥取市長

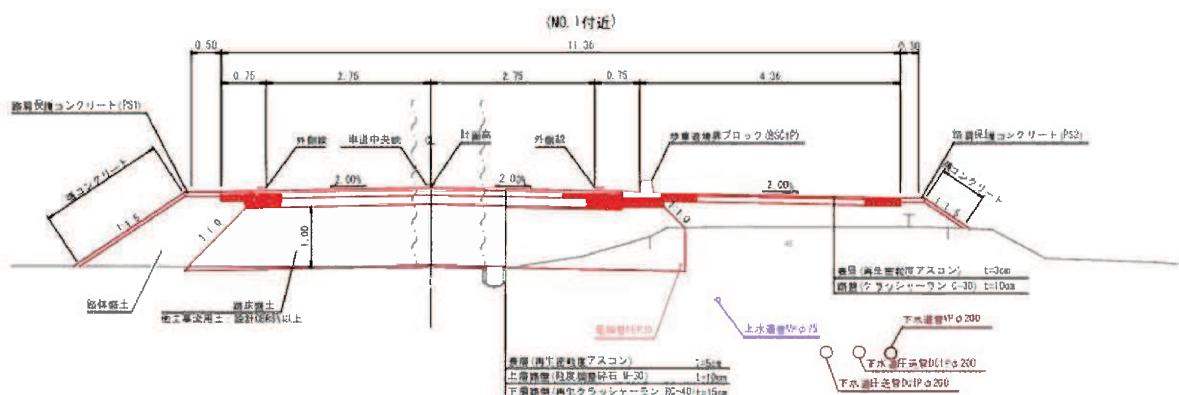
深澤義彦

6. その他

(1) 管理道配置平面图



標準断面図



6. その他

(3) メッシュ標高図



発 経 観 第 4 7 9 号
第 2 0 2 2 0 0 2 1 0 2 0 4 号
令 和 4 年 1 月 3 0 日



鳥取市経済観光部長 大野 正美
(公 印 省 略)
鳥取県子育て・人財局長 中西 朱実
(公 印 省 略)

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業（鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業） に係る次回募集時の参加資格について（通知）

令和4年9月16日付「鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業（鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業）に係る優先交渉権者の資格取消について（通知）」により、資格取消した者（構成事業者を含む）については、12月上旬に募集を開始する次回募集時の参加資格を、下記のとおりとします。

なお、ご不明な点等ございましたら下記事務局（総合窓口）までお問合せください。

記

1 次回募集時における資格取消者の参加資格

前回と同じグループ（7社）での参加は認めない。

ただし、以下①～③の場合については、参加可能とする。

- ① 前回構成の7社に新たな社を加えた応募は、参加可能。
- ② 前回構成の7社が縮小され、新たな社を加えた応募は、参加可能。
- ③ 前回構成の7社が縮小され、新たな社の追加もない場合の応募は、実施体制、役割分担等が見直された場合に限り参加可能。（参加資格要件審査にて確認を行う）

なお、構成事業者単位による応募など、個々の参加は認める。

事務局（総合窓口）市経済観光部観光・ジオパーク推進課
担当：平井・米澤
電話：0857-30-8293
電子メール：kankou@city.tottori.lg.jp
(県担当課) 県子育て・人財局子育て王国課
担当：川上・小林
電話：0857-26-7573